

和(なごみ)合同事務所

〒540-0012 大阪市中央区谷町 3-4-5・6F
Tel 06-6944-4117 Fax 06-6944-4118
〒105-0012 東京都港区芝大門 1-2-7・2F
Tel 03-3431-2381 Fax 03-3431-2386

バグゼス株式会社

〒540-0012 大阪市中央区谷町 3-4-5・6F
Tel 06-6945-5750 Fax 06-6945-5760

APRIL 2005

なごみ便り

www.101dog.co.jp

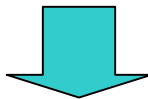
最近多発の地震などの天災に備えての損害保険

先日も、福岡で震度6弱の地震が発生しました。昨年の新潟での地震や、バリ島での津波による被害など天災は予告なしにやってきます。

もしもの損害に備えて損害保険にご加入されているケースも多いでしょう。

たとえば天災により、建物に亀裂が入ったり、地震が原因の津波で建物が水に浸かってしまったり、また火災が発生して建物が全焼や崩壊してしまったり、工場などの機械や設備が使いものにならなくなって商品が生産できなくなったり、商品が水浸しになって売れなくなるなど、いろいろな事故による損失が考えられます。

ではこのような財物損害が発生した場合、ご加入の保険から保険金が支払われるのでしょうか？



ほとんどの損害保険は、地震が起因での損害に対しては、保険金お支払いの対象外としています。

住宅であれば、火災保険と一緒に地震保険に入っておけば、被害の割合にもよりますが保険金額の50%まではお支払い対象となります。

一般物件(店舗、事務所)工場物件については、地震保険をつけることができないために地震が原因で上記のような損害が発生した場合はすべて保険金がお支払対象外の事故になります。



では天災の場合は保険に加入していてもどうすることもできないのか？

では、あきらめないといけないかという、地震担保特約という形で、店舗・事務所・工場での財物の地震による被害でもお支払い対象となる保険も最近はでてきております。

ただし賠償責任については残念ながら地震が原因での事故は対象外になっております。

一度ご加入されている損害保険についても地震の場合も支払い対象になっているのか？
どのような事故の場合には保険金がでないのか？

また補償の漏れはないか？ などご確認をされておいてはいかがでしょうか？

地震に対応する損害保険

天災保険

地震保険のつけられない一般物件（住宅以外）たとえば事務所・店舗・病院・ホテル・工場のうちで、延床面積 300㎡～6,000㎡の耐火構造の建物がこの保険の対象となります。

《特徴》

- 1、7つの自然災害（地震・噴火・津波・水災・風災・ひょう災・雪災）をまとめて補償しています。
- 2、20万円以上の損害が発生した場合に、あらかじめ設定した支払限度額を上限として、実際の妥当な修理費を保険金として支払われます。

注）他に加入している火災保険から損害保険金が一部支払われた場合は、実際の妥当な修理費との差額をこの保険で補填されます。

- 3、保険は建物に掛けることができます。ただしご希望により建物内の什器・備品・商品・製品にも追加で対象にすることができます。

地震担保特約

天災保険の対象外（300㎡以下で、耐火構造でない一般物件（住宅以外））普通火災保険や店舗総合保険ではありませんが、企業向け火災と賠償責任をセットにした商品に特約で一緒につけることのできる保険があります。住宅物件と違い100%まで設定もできる場合もあります。



地震でも対象なのかどうかのご確認も兼ねて、ご加入損害保険の補償内容についての証券診断を お客様サービスとして行っておりますのでご希望のお客様は、担当スタッフまでお声をおかけください。

～ 経営者の皆様へ～

毎週金曜日、無料相談を実施しております！！

「会社を創ろう！」・「脱サラして独立しよう！」とお考えの方をご紹介下さい。当事務所では、そのような方々の為に、“司法書士との提携”、“創業支援パック”といった低価格サービスをご用意しております。つきましては、事前にご予約下さいますよう、よろしくお願い致します。(06-6944-4117まで)